



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 西ドイツ社会裁判所法（下）   |
| Author(s)        | 木佐, 茂男//訳; KISA, Shigeo//ubersetzt von; 倉田, 聡//訳 他                                |
| Citation         | 北大法学論集, 41(4), 343-371  |
| Issue Date       | 1991-03-28  |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/16793">https://hdl.handle.net/2115/16793</a> |
| Type             | departmental bulletin paper   |
| File Information | 41(4)_p343-371.pdf  |



# 西ドイツ社会裁判所法（下）

木佐茂  
倉田 聡男 訳

## 第二編 手続

### 第一章 共通手続規定

#### 第四節 第一審手続

#### 第八七条 「出訴期間」

(1) 訴えは送達後一月以内、または送達がなされなかつた場合

には行政行為の告知後一月以内に提起されなければならない。  
期間は、本法の施行区域外にあつては送達または告知のときから三月とする。

(2) 前置手続が行われた場合には、異議審査請求裁決の送達時をもつて出訴期間の開始とする。

#### 第八八条 「不作為訴訟<sup>(1)</sup>の出訴期間」

(1) 行政行為をなすべき旨の申請に対し相当な期間内に十分な理由なく本案の決定がなされない場合、訴えは当該申請ののち

六月を経過するまでは提起することができない。申請に対し行政行為がまだ発せられていないことについて十分な理由が存在する場合、裁判所は裁判所の定める期間が経過するまで手続を停止し、さらにこの期間を延長することができる。この期間内に申請を認容する措置が行政庁によりとられた場合には、本案が処理済みであることが宣言されなければならない。

(2) 異議審査請求に対して判決が行われていない場合、疾病保険および連邦雇用庁の各事件では一月、その他の事件では三月を相当の期間とみなして、前項と同様に扱う。

**第八九条** 【確認訴訟の出訴期間】

行政行為の無効確認もしくは管轄を有する保険担当機関の確認またはなされないで放置された行政行為の着手を求める場合には、出訴期間は適用されない。

**第九〇条** 【訴えの提起】

訴えは、管轄を有する社会裁判権の裁判所に対して、書面によりまたは書記課における書記官の録取により提起されなければならない。

**第九一条** 【管轄外官署への出訴】

(1) 出訴期間は、訴状が当該期間内に管轄を有する社会裁判権の裁判所ではない他の国内行政庁、保険担当機関もしくはドイツ

ツ領事館、または船員保険に関しては国外にあるドイツ船員局に提出された場合であっても、遵守されたものとみなされる。

(2) 訴状は遅滞なく、管轄を有する社会裁判権の裁判所に送付されなければならない。

**第九二条** 【訴状<sup>(1)</sup>】

訴えは当事者および争いの対象<sup>(16)</sup>を示し、一定の申立てを含むものとする。訴えは争われる行政行為または異議審査請求判決を示し、理由づけに必要な事実および証拠方法を挙げ、原告または代理人により署名地および署名日を付して署名されるものとする。

**第九三条** 【副本<sup>(16)</sup>の提出】

訴状およびその他の書面には当事者のために写しが添付されなければならない。その他の資料についても可能な限り同様の取扱とする。必要な副本が提出されていない場合、裁判所はこれをのちに請求しまたは自ら作成する。副本の作成に要する費用は原告から徴収することができる。<sup>(17)</sup>

**第九四条** 【訴訟係属】

(1) 訴訟事件は、訴えの提起により裁判所に係属する。  
 (2) 当該係争事件が社会裁判権の裁判所にすでに係属している場合には、その係属中に新たな訴えを提起することができない。

(3) 裁判所の管轄権は、裁判所係属後生じた管轄を基礎づける事実の変更によって影響を受けない。

#### 第九五条 「取消しの訴えの対象」

前置手続が行われた場合、訴えの対象は異議審査請求裁決を経たのちの原行政行為である。

#### 第九六条 「訴訟提起後の新たな決定」

(1) 訴えの提起ののち、行政行為が新たな行政行為により変更されまたは代替された場合、新たな行政行為も手続の対象となる。

(2) 新たな行政行為の副本は、手続が係属する裁判所に提出されなければならない。<sup>19)</sup>

#### 第九七条 「訴えの停止的効力」

- 一 以下の各号に該当する場合、訴えは停止的効力を有する、
- 二 給付の還付請求の場合、
- 三 行政行為の無効確認が提起された場合、
- 四 許可事件における決定の取消し（ライヒ保険法第三六八条b第四項）が訴求され、かつ不服審査委員会による即時執行が命じられていない場合、<sup>19)</sup>
- 五 機関構成員もしくはその代理人または事務長もしくはそ

の代理人の免職または解職に関する決定の取消し（社会保険の自主運営に関する法律第六条第四項、第一五条第三項第二文、ライヒ保険法第四一四条b）が訴求された場合。ただし、この場合に管轄権を有する機関により命じられた即時執行には停止的効力が及ばない、

六 保険担当機関に違法状態の除去を義務づける監督行政の決定の取消し（社会法典第四編第八九条第一項）が訴求された場合。

(2) 継続的給付を減額しまたは取り消す行政行為が争われる場合、裁判所は原告の申立てに基づき、被告の意見を聴取したのちその執行の停止を一時的に全部または一部について命じることができ、被用者派遣法第一条第一項に基づく許可を撤回し、取り消しまたは延長しない行政行為が争われる場合にも同様とする。執行停止命令は保証金の供託を条件とすることができ、いつでも撤回することができる。執行停止命令は本案訴訟の裁判決定とあわせてのみ争うことができる。<sup>20)</sup>

(3) 第一項第四号および第六号に該当する場合、裁判所は申立てに基づき、他の関係人の意見を聴取したのち争われている決定の執行を命じ、または命じられた執行を停止することができ、第二項第四文はこれを準用する。

(4) 第一項第五号に該当する場合、裁判所は申立てに基づき、他の関係人の意見を聴取したのち命じられた執行を停止することができる。第二項第四文はこれを準用する。

**第九八条** 【移送】

(1) 訴えを提起された裁判所が土地または事物管轄について管轄を有していない場合、裁判所は原告の申立てに基づき、管轄を有する社会裁判権の裁判所が特定される限りにおいて、決定をもって管轄権のない旨を宣言し、当該訴訟事件を管轄を有する社会裁判権の裁判所に移送しなければならない。

(2) 前項の決定に対しては不服を申し立てることができない。この決定は、これに表示された裁判所を拘束する。訴訟係属の効果は存続する。

(3) 移送を決定した裁判所における手続の際に生じた費用は、決定に表示された裁判所において生じた費用の一部として扱われる。

**第九九条** 【訴えの変更】

(1) 訴えの変更は、他の関係人が同意するときまたは裁判所が変更を適切と認めるときにのみ許される。

(2) 関係人が、訴えの変更に異議をとなくなることなく書面によ

りまたは口頭弁論において変更された訴えに応じたときには、訴えの変更に関係人が同意したものとみなす。

(3) 以下の各号に掲げる場合、訴えの原因を変更することなくしては、訴えの変更とみなしてはならない、

一 事実上または法律上の主張が補充または訂正される場合、

二 訴えの申立てが本案においてまたは付帯請求に関連して拡張または制限される場合、

三 後に発生した事情変更を理由として、当初請求した給付に代えて別の給付が請求される場合。

(4) 訴えの変更が存在しないかまたは許されない旨の裁判決定に対しては、不服を申し立てることができない。

**第一〇〇条** 【反訴】

反訴請求が本訴において主張された請求権または本訴に対して請求された防御方法と関連する場合、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。

**第一〇一条** 【和解、認諾】

(1) 主張された請求権の全部または一部を処理するために、関係人は訴えの対象を処分することができる範囲において裁判所または裁判長裁判官または受命裁判官もしくは受託裁判官の調書に記載させる方法により和解をすることができる。

(2) 主張された請求権の認諾により、当該訴訟事件はその範囲

で本案において処理済みとされる。

### 第一〇二条 「訴えの取下げ」

原告は、口頭弁論の終結時まで訴えを取り下げることができ、訴えの取下げにより、当該訴訟事件は本案において処理済みとされる。申立てに基づき、取下げの効果は決定により言い渡され、生じた費用についても決定されなければならない。

### 第一〇三条 「職権探知主義」

裁判所は、職権により事実関係を調査する。その際、関係人を立ち会わせなければならない。裁判所は、関係人の主張および関係人の証拠申出に拘束されない。

### 第一〇四条 「訴状の送達」

裁判長裁判官は、訴えの副本を他の関係人に送達する。送達または通知と同時に、書面により意見を述べることが要請される。意見陳述のために期間を付すことができ、これは一月を下まわらないものとする。意見陳述の求めは、陳述が期間内になされなくても審理および裁判が行われる旨の指示を含んでいなければならない。

### 第一〇五条 「予備決定」

(1) 訴えが不適法であるかまたは明らかに理由がないとみえる場合、裁判長裁判官は口頭弁論期日の指定をするまでに予備決

定により理由を付して訴えをしりぞけることができる。

(2) 関係人は、予備決定の送達後一月以内に口頭弁論の開始を申し立てることができる。申立てが期間内になされた場合、予備決定はなされなかったものとする。ただし、この申立てがなされなかったときは、予備決定に判決としての効力が生ずる。

### 第一〇六条 「裁判長裁判官の解明義務」

(1) 裁判長裁判官は、関係人が形式の不備を除去し、不明確な申立てを説明し、適切な申立てをし、事実の不十分な開示を補充し、かつ、事実関係の確定および判断のために重要なすべての陳述をするように努めなければならない。

(2) 裁判長裁判官は口頭弁論に先立ち、訴訟を可能な限り一回の口頭弁論で終結させるために必要な措置をとらなければならない。

(3) 前項の目的のため、裁判長裁判官はとりわけ以下の各号の措置をとることができる、

一 証書の提示を求めること、

二 疾病証明書、記録文書、病歴簿、解剖所見および診察所見ならびにレントゲン写真を提出させること、

三 あらゆる種類の情報を求めること、

四 証人および鑑定人を尋問すること、また場合によっては

料 宣誓を求めたうえで受託裁判官に尋問をさせること、  
五 実況検分の実施および鑑定人による鑑定を命令し、実行すること、  
六 その他の者を召喚すること、  
七 期日を指定し、関係人本人の出頭を命令し、関係人と事實を討議すること。

(4) 証拠調べに関しては、第二一六条、第二一八条および第二一九条を準用する。

#### 第二〇七条 「証拠調べの内容通知」

関係人には、裁判長裁判官の命令により、証拠調べに基づく調書の副本またはその内容が知らされなければならない。

#### 第二〇八条 「準備書面」

関係人は口頭弁論の準備のために書面を提出することができ、準備書面は職権で他の関係人に送付<sup>(2)</sup>されなければならない。

#### 第二〇九条 「医師の鑑定意見」

(1) 被保険者、援護受給資格者または遺族の申立てに基づき、その特定した医師から鑑定意見を聴取しなければならぬ。この鑑定意見の聴取は、申立人が費用を立て替えかつ裁判所の異なる判断にも最終的に服することを条件として行うことができ、  
る。

(2) 鑑定意見の聴取を許可することにより当該訴訟事件の処理が遅延するおそれがあり、かつ裁判所の自由な心証により申立てが故意に手続を延引しまたは重過失により早期になされなかつたと判断される場合、裁判所は前項の申立てを拒否することができる。

#### 第二一〇条 「期日、呼出し、開廷の場所」

(1) 裁判長裁判官は口頭弁論の場所および日時を決定し、通常二週間以上前にこれを関係人に通知する。関係人に対しては、欠席の場合に収集された記録のみに基づいて裁判が行われることがある旨が示されなければならない。

(2) 裁判所は、適切な処理のために必要がある場合、裁判所外においても法廷を開くことができる。

#### 第二一一条 「本人の出頭」

(1) 裁判長裁判官は口頭弁論に關係人本人が出頭するよう命令し、証人および鑑定人を呼び出すことができる。その際には、欠席の結果が示されなければならない。

(2) 証人および鑑定人の呼出しは、關係人に対し口頭弁論期日を通知する際に告知されなければならない。

(3) 裁判所は、自然人ではない關係人に対して、民事訴訟法第八一条により書面で権限を委任され、かつ事実および法律状態

に精通している官吏または職員を口頭弁論に派遣するよう命令することができる。

### 第一一二条 「口頭弁論の進行」

(1) 裁判長裁判官は口頭弁論を開始し、指揮する。口頭弁論は、事件が呼び上げられたのち、事実関係の陳述をもって開始される。

(2) 陳述ののち、関係人は発言の機会を得る。裁判長裁判官は事実上および法律上の争点を関係人と討議しなければならず、関係人が重要な事実を完全に明らかにし、相当かつ適切な申立てをなすように努めなければならない。

(3) 申立ては、これを補充し、訂正しまたは第九九条の範囲内で変更することができる。

(4) 裁判長裁判官は、陪席裁判官の求めに応じてその適切な質問を許可しなければならない。関係人がその質問に異議を申し立てた場合、裁判所が終審的効力をもって決定する。

### 第一一三条 「併合、分離」

(1) 裁判所は、係属している訴訟の対象である請求権が相互に関連しまたはその請求権が当初から一つの訴えにおいて主張することが可能であった場合、決定により、当該裁判所に係属している同一の関係人または異なる関係人の複数の訴訟を共通の

審理と裁判に併合することができる。

(2) 併合は、分離が合目的である場合に、申立てに基づきまたは職権により再び取り消すことができる。

### 第一一四条 「手続の停止」

(1) 裁判の結果が家族法上または相続法上の法関係の存否に依っている場合、裁判所は民事訴訟においてその法関係が確定するまで手続を停止することができる。

(2) 裁判の結果が全部または一部、他の係属している裁判の対象である法関係または行政官署により確定されるべき法関係の存否に依っている場合、裁判所は他の裁判の処理または行政官署の決定にいたるまで審理の停止を命じることができる。

(3) 裁判所は、訴訟の係属中に犯罪の嫌疑が判明し、その捜査が当該裁判の結果に影響を与える場合、刑事手続の処理にいたるまで審理の停止を命じることができる。

### 第一一五条 「法廷警察措置の結果」

弁論に関与した者が秩序を維持するために弁論の場所から退席を命じられた場合、その者に対し、同人が任意に退席したと同じように手続を進行させることができる。第七三条第六項が適用され、排除がすでに以前の弁論において行われたときには、排除された者に対し同様とする。

料 第一一六条 「証拠調べへの参加」

資 関係人は、すべての証拠調べ期日の通知を受け、証拠調べに立ち会うことができる。関係人は、証人および鑑定人に対して適切な質問を発することができる。質問に異議がある場合、裁判所がこれを裁判する。

第一一七条 「口頭弁論での証拠調べ」

裁判所は、証拠調べのために特別の期日を必要としない限り、口頭弁論においてこれを行う。

第一一八条 「証拠調べの実施」

(1) 本法に別段の定めがない限り、証拠調べに関しては、民事訴訟法第三五八条ないし第三六三条、第三六五条ないし第三七七条、第三八〇条ないし第三八六条、第三八七条第一項および第二項、第三八八条ないし第三九〇条、第三九二条ないし第四四四条、第四七八条ないし第四八四条を準用する。民事訴訟法第三八七条による証言拒否の適法性に関する裁判は決定をもつて行う。

(2) 裁判所は、証言または鑑定の意義を考慮し、当該訴訟事件の裁判決定にとって不可欠と考える場合にのみ、証人および鑑定人に宣誓を求める。

(3) 裁判長裁判官は、当事者が本人に対する出頭命令にかかわ

らず正当な理由なく欠席し、その欠席により命令の目的が達せられない場合に、訴訟代理人の出廷を禁止することができる。

第一一九条 「行政庁の文書提出義務および釈明義務」

(1) 所轄の最上級監督行政庁が証書、記録もしくは情報の内容が公示されることにより連邦もしくは州の公益 (Wohl) を害すおそれがある旨または事実についてその秘密が法律上もしくはその性質上保持されなければならない旨を宣言した場合にのみ、行政庁は証書もしくは記録を提出しまたは情報を提供する義務を負わない。<sup>(23)</sup>

(2) 最上級連邦行政庁の保有する証書もしくは記録および情報に関しては連邦政府が前項に基づく宣言を行った場合にのみ、証書または記録の提出および情報の提供を行わないことができる。この要件が最上級州行政庁に備わっている場合、州政府が前項の宣言を行わなければならない。

第一二〇条 「記録の閲覧」

(1) 関係人は、送達した行政庁が閲覧を禁止しない限り、記録を閲覧する権利を有する。

(2) 関係人は、自己の費用で書記課に副本の付与を求めることができる。裁判記録が原本に代えてマイクロフィルムに撮影された場合、民事訴訟法第二九九条 a を準用する。

(3) 裁判長裁判官は、特段の理由がある場合に、記録もしくは記録の一部の閲覧を拒否もしくは制限し、または抜粋もしくは副本の作成および付与を制限することができる。裁判所が終審的効力をもってこれを裁判する。

(4) 判決、決定および命令の草案、その準備のために作成された手控えならびに評議に関するメモ類<sup>(2)</sup>は、閲覧に供されず副本により送達されない。

### 第二二一条 「口頭弁論の終結」

係争事実につき十分に討議を行ったのち、裁判長裁判官は口頭弁論の終結を宣言する。裁判所は口頭弁論の再開を決定することができる。

### 第二二二条 「調書」

調書に関しては、民事訴訟法第一五九条ないし第一六五条を準用する。

### 第五節 判決および決定

#### 第二二三条 「請求についての裁判」

裁判所は、原告により提起された請求について、当該請求の表現に拘束されることなく裁判する。

### 第二二四条 「口頭弁論の原則」

(1) 裁判所は、別段の定めがない限り、口頭弁論に基づいて裁判する。

(2) 関係人の同意があるときは、裁判所は口頭弁論を経ることなく判決をもって裁判することができる。

(3) 判決によらない裁判所の裁判は、別段の定めがない限り、口頭弁論を経ることなく行うことができる。

### 第二二五条 「判決」

訴えについては、別段の定めがない限り、判決をもって裁判する。

### 第二二六条 「記録による裁判」

収集された記録に基づいて裁判が行われることがある旨が呼出し状に記載されているときにおいて、口頭弁論期日にすべての関係人が出席しない場合または関係人が不在であつて出席した関係人がこれを申し立てる場合には、裁判所は記録による裁判を行うことができる。

### 第二二七条 「証拠調べによる判決」

関係人に対し口頭弁論において証拠調べが行われる旨が通知されず、かつ関係人本人またはその代理人が出廷しなかつた場合、裁判所は当該弁論期日において関係人に不利な判決を下す

料 ことができない。

## 第一二八条 「判決の基礎」

(1) 裁判所は、手続全体の結果から得た自由な心証にしたがつて裁判する。判決には、裁判官の心証の根拠となった理由を示さなければならぬ。

(2) 判決は、関係人が意見を述べることのできた事実および証拠調べの結果のみを基礎としなければならない。

## 第一二九条 「判決に関与する裁判官」

判決は、裁判の基礎となる手続に関与した裁判官によつてのみ行うことができる。

## 第一三〇条 「原因に関する中間判決」

第五四条第四項または第五項により法律上の請求権に基づく金銭の給付が請求された場合、裁判所は原因の存在を認めただけで給付の中間判決を行うことができる。この場合、判決において、一回に限りまたは継続して仮の給付を命じることができ。仮の給付命令に対しては、不服を申し立てることができない。

## 第一三一条 「判決の形式」

(1) すでに執行された行政行為または異議審査請求裁決が取り消される場合、裁判所は行政行為の執行が取り消されねばなら

ない旨およびその方法をあわせて言い渡すことができる。この言渡しは、行政官署が法的に権限を有し、かつこの問題がすでにいづれの点においても判決するまでに熟している場合にのみ許される。行政行為が撤回またはその他の方法によりすでに処理済みとされた場合、原告がその確認につき正当な利益を有しているときには、裁判所が申立てに基づき判決をもって当該行政行為の違法を宣言する。

(2) 裁判所は、申請に基づく行政行為の発布を求める訴訟においてその請求に理由があると判断し、かつこの問題がいずれの点においても判決するまでに熟していると判断する場合、申請された行政行為を発する義務を言い渡さなければならない。

(3) 裁判所は、行政行為の不作為を違法と判断する場合、裁判所の法解釈を遵守して原告に対し決定する義務を判決において言い渡さなければならない。

(4) 裁判所は、第五七条bにいう選挙の全部もしくは一部、金庫医師協会もしくは連邦金庫医師協会の自主運営機関の選挙の全部もしくは一部、または自主運営機関の補充を無効と判断する場合、判決においてそれが無効である旨を宣言し、無効から生じる結果を特定する。

## 第一三二条 「判決の言渡し」

(1)判決は国民の名において言い渡される。判決は原則として、口頭弁論が終結した期日に言い渡される。例外として、判決は二週間を越えない範囲で直ちに指定された期日に、これを言い渡すことができる。関係人の呼出しは、必要としない。

(2)判決は判決本文の朗読をもって行われる。関係人が出席している場合、言渡しの際に、判決理由の重要な部分を説示するものとする。

**第一三三条 「言渡しに代わる送達」**

口頭弁論を経ることなく言い渡される判決にあつては、送達をもって言渡しに代える。決定の言渡しについて、これを準用する。

**第一三四条 「署名、書記課への交付」**

事実認定および判決理由を含む判決は、裁判長裁判官により署名されなければならない。判決が、言渡しのとくにいまだ書面として作成されていない場合、言渡しのうち三日以内に完全に作成して書記課に交付しなければならない。

**第一三五条 「判決の送達義務」**

判決は、関係人に送達されなければならない。送達は、言渡しのうち二週間以内に行うものとする。

**第一三六条 「判決の内容」**

(1)判決には、以下の事項を掲げる、  
一 関係人、法定代理人および訴訟代理人の指名、身分もしくは職業、住所および手続上の地位、

二 裁判所の名称および裁判に関与した裁判官名、<sup>(26)</sup>

三 口頭弁論の場所および日付、

四 判決本文、

五 事実関係の簡潔な記述、

六 判決理由、

七 上訴の教示。

(2)事実関係の記述は、事実状態および争訟状態が準備書面に内容および弁論調書に記載された確認事項から正確にかつ完全に明らかになる限りにおいて、それらの引用をもって代えることができる。ただし、いかなる場合においても、申し立てられた請求が十分に特定され、かつその請求について提出された攻撃防御方法の重要な部分が明示されなければならない。

**第一三七条 「判決の正本」**

判決の正本は、書記課の書記官により署名され、かつ裁判所の印章が押印されなければならない。

**第一三八条 「判決の訂正」**

判決における誤記、計算違いおよびこれに類する明白な誤り

料は、いつでも職権により訂正されなければならない。裁判長裁判官が、これについて決定をもって裁判する。訂正決定は、判決および正本に記載される。

### 第一三九条 「事実関係の訂正」

(1) 判決中の事実関係にその他の誤りまたは不明確なものが含まれている場合、判決の送達後二週間以内に訂正を申し立てることができる。

(2) 裁判所は、証拠調べを経ることなく決定をもって裁判する。訂正の裁判には、判決に関与した裁判官のみが関与する。裁判官に差し支えがある場合において、他の裁判官の間で意見が分かれるときは、裁判長裁判官の意見をもって決する。訂正決定は、判決および正本に記載される。

### 第一四〇条 「判決の補充」

(1) 判決中に、関係人により主張された請求または費用の問題について全部または一部の脱漏が生じた場合、申立てに基づいて事後に補充の裁判を行う。裁判は、判決の送達後一月以内に申し立てられなければならない。

(2) 申立ての内容は、特別の手續により裁判される。裁判は、費用の問題のみが争点となっている場合にあっては本案の裁判決定と合わせてのみ争うことのできる決定をもって行われ、そ

他の場合にあっては脱漏した請求権について許される上訴と合わせて争うことのできる判決をもって行われる。

(3) 口頭弁論は、訴訟事件の未処理の部分のみを対象とする。

(4) 補充の裁判は、判決の原本および正本に記載される。

### 第一四一条 「確定力」

(1) 確定判決は、訴訟物<sup>28)</sup>に関して裁判された範囲内において、関係人およびその承継人を拘束する。

(2) 被告が反対債権による相殺を主張した場合、反対債権が存在していない旨の裁判は、相殺が主張されるまで確定力を有する。

### 第一四二条 「決定」

(1) 決定に関しては、第二二八条第一項第一文、第一三四条および第一三八条を、口頭弁論を経た決定に関しては、第一二九条、第一三二条、第一三五条および第一三六条を準用する。

(2) 上訴により不服を申し立てることができる決定または上訴の可否に関する裁判決定には、理由が付されなければならない。(3) 決定の正本は、書記課の書記官により署名されなければならない。

## 第二章 上訴

### 第一節 控訴

#### 第一四三条 「控訴の許容性」

社会裁判所の判決に対する控訴は、本節に別段の定めがない限り、州上級社会裁判所に対して行われる。

#### 第一四四条 「控訴の制限」

(1) 控訴は、以下の各号に掲げる請求に関しては、許されない、  
一 一回限りの給付、

二 一三週間（三月）未満を給付期間とする反復的給付、

(2) 賃金継続支払法に基づく公法上の争訟にあって、申立ての対象額が五〇〇マルクを越えない場合には、控訴は許されない。

(3) 手続費用を争点とする場合には、控訴は許されない。

#### 第一四五条 「災害保険事件における控訴制限」

災害保険事件においては、以下の各号に該当する限り、控訴は許されない、

一 申請期間（ライヒ保険法第一五四六条）の経過を理由として拒否された申請を争う場合、ただし、ライヒ保険法第一五四七条に定める例外事例であると主張する場合はこの限りでは

ない、<sup>(29)</sup>

二 年金の開始もしくは終了の時点または過去の期間についてのみ支払われる年金を争う場合、

三 暫定年金（ライヒ保険法第一五八五条）を争う場合、

四 生業能力の低下の程度を争う場合または事情の変更を理由とする継続年金の新裁定を争う場合、ただし、これらが重度障害補償金受給資格もしくは年金受給資格の認定の基礎となる場合または事情の変更が後遺症に起因する場合はこの限りではない。

#### 第一四六条 「年金保険事件における控訴制限」

年金保険事件においては、年金の開始もしくは終了の時点または過去の期間についてのみ支払われる年金を争う場合に限り、控訴は許されない。

#### 第一四七条 「失業保険事件における控訴制限」

失業保険および失業扶助の各事件においては、給付の開始の時点または額を争う場合に限り、控訴は許されない。

#### 第一四八条 「戦争犠牲者援護事件における控訴制限」

戦争犠牲者援護の事件においては、以下の各号に該当する限り、控訴は許されない、

一 期間の経過を理由として拒否された申請を争う場合、た

料  
だし、連邦援護法第五七条に定める例外事例であると主張する  
場合はこの限りではない、

資  
二 援護の開始もしくは終了の時点または過去の期間についてのみ支払われる援護を争う場合、

三 生業能力の低下の程度を争う場合または事情の変更を理由とする援護金の新裁定を争う場合、ただし、これらが重度障害補償金受給資格もしくは基礎年金受給資格の認定の基礎となる場合はこの限りではない、

四 調整年金の額を争う場合。

#### 第一四九条 「償還訴訟および返還訴訟の控訴制限」

行政庁、公法上の社団法人または公法上の営造物法人相互間における償還訴訟または返還訴訟、ならびに給付の還付に関する訴訟事件にあつては、控訴対象額が一〇〇〇マルクを越えない場合に、また拠出金の還付に関する訴訟事件にあつては、控訴対象額が一五〇マルクを越えない場合に、控訴は許されない。

#### 第一五〇条 「控訴制限の適用除外」

第一四四条ないし第一四九条の定めにかかわらず、以下の各号に該当する場合には、控訴が許される、

一 社会裁判所が判決において控訴を許可した場合。当該訴訟事件が原則的な意味を有する場合、または判決が州上級社会

裁判所、連邦社会裁判所もしくは連邦の最高裁判所共同部の裁  
判決定と異なりかつこの異なる判断に依拠している場合、控訴  
は許可されなければならない、

二 手続の重大な瑕疵が問われる場合、

三 健康障害もしくは死亡が労働災害もしくは職業病または連邦援護法にいう障害と因果関係を有するかが争われる場合、または社会裁判所が健康障害を確認できるものと判断しなかつた場合。

#### 第一五一条 「控訴の提起、期間、形式」

(1) 控訴は、判決の送達後一月以内に書面または書記課における書記官の録取により州上級社会裁判所に提起されなければならない。

(2) 控訴が前項の期間内に書面または書記課における書記官の録取により社会裁判所に提起された場合であっても、控訴期間は遵守されたものとする。この場合、原審社会裁判所は控訴状または録取書を同裁判所の記録とともに遅滞なく州上級社会裁判所に提出する。

(3) 控訴状には、争われる判決を示し、一定の申立てを掲げ、理由づけに必要な事実および証拠方法を示すものとする。

**第一五二条** 【訴訟記録の送付】

(1) 州上級社会裁判所の書記課は、控訴状が提出されたのち遅滞なく社会裁判所の書記課に訴訟記録の送付を求めなければならない。

(2) 控訴審の手続が終了したのち、送付された訴訟記録は、控訴審裁判所判決の認証済み写しとともに社会裁判所の書記課に返送されなければならない。

**第一五三条** 【控訴審の手続】

(1) 州上級社会裁判所における手続に関しては、本節に別段の定めがない限り、第九一条を除いて第一審の手続規定を準用する。

(2) 判決は、裁判部の構成員により署名されなければならない。

構成員に差し支えがある場合には裁判長裁判官が、裁判長裁判官に差し支えがある場合には勤務歴において最年長の陪席職業裁判官が、その旨を差し支えの理由とともに判決に記載する。

**第一五四条** 【控訴の停止的効力】<sup>(31)</sup>

(1) 控訴は、第九七条第一項に定める場合および拠出金の還付に関する訴訟事件の場合に、停止的効力を有する。

(2) 保険担当機関の控訴または戦争犠牲者援護事件にあつては州の控訴にともない、追加支払は、原判決の言渡し前の期間に

ついて既払額との差額を争点とする限り、猶予される。

**第一五五条** 【主任裁判官】

裁判長裁判官は、第一〇四条、第一〇六条ないし一〇八条に定める職務を裁判部の一名の職業裁判官に委任することができる。裁判長裁判官は、職業裁判官を主任裁判官(Berichterstatter)に命ずることができる。

**第一五六条** 【控訴の取下げ】

(1) 控訴は、口頭弁論の終結時までこれを取り下げることができる。

(2) 控訴の取下げは、上訴の機会を喪失させる。費用<sup>(32)</sup>に関しては、裁判所が申立てに基づき決定をもって裁判する。

**第一五七条** 【審査の範囲】

州上級社会裁判所は、社会裁判所と同じ範囲において訴訟事件を審査する。州上級社会裁判所は、新たに申し立てられた事実および証拠方法を考慮しなければならない。

**第一五八条** 【不適法な控訴、予備決定】

(1) 控訴は、控訴制限事由に該当する場合、控訴期間内に提起されなかった場合または書面もしくは書記課における書記官の録取によらないで提起された場合、不適法として却下されなければならない。

(2) 裁判長裁判官は、当該控訴が不適法であることまたは時機に遅れて提起されたことについて主任裁判官との意見の一致をみた場合に、口頭弁論を経ることなく予備決定をもって控訴を不適法として却下することができる。控訴が時機に遅れたものとして却下される場合、控訴人には、あらかじめ事情を伝えたいうえて意見陳述の機会が与えられなければならない。

(3) 予備決定に関しては、第一〇五条第二項を準用する。

### 第一五九条 「社会裁判所への差戻し」

(1) 州上級社会裁判所は、以下の各号に該当する場合、判決をもって争われる裁判決定を取り消し、当該事件を社会裁判所に差し戻すことができる、

一 社会裁判所が本案自体を判断することなく訴えを却けた場合、

二 手続に重大な瑕疵がある場合、

三 争われる判決が言い渡されたのち、裁判決定にとって重大な新事実または証拠方法が判明した場合。

(2) 社会裁判所は、原判決の取消しの基礎となった法的判断を差戻し後の裁判の基礎にしなければならない。

## 第二節 上告

### 第一六〇条 「上告の許容性」

(1) 州上級社会裁判所の判決に対する上告は、連邦社会裁判所への上告が州上級社会裁判所の判決または第一六〇条 a 第四項第二文に定める連邦社会裁判所の決定において許可された場合のみ、連邦社会裁判所に対して行うことができる。

(2) 上告は、以下の各号に該当する場合にのみ許されなければならない、

一 訴訟事件が原則的意味を有する場合、

二 判決が連邦社会裁判所または連邦の最高裁判所共同部の裁判決定と異なりかつこの異なる判断に依拠している場合、

三 争われる裁判決定の手続的瑕疵が主張される場合。主張される手続的瑕疵は、第一〇九条および第一二八条第一項第一文の違反を根拠にすることができず、また州上級社会裁判所が十分な理由なくして採用しなかった証拠申出を当該瑕疵とする場合にのみ第一〇三条の違反を根拠にすることができる。

### 第一六〇条 a 「上告の不許可に対する抗告」

(1) 上告の不許可は、独立して抗告をもって争うことができる。抗告は、判決の送達後一月以内に連邦社会裁判所に提起するこ

とができる。抗告状には、上告の対象となる判決の副本または認証済み写しを添付するものとする。

(2) 前項の抗告には、判決の送達後二月以内に理由書を付さなければならぬ。理由書を提出する期間は、その期間満了に先だつてなされる申立てを受けて、裁判長裁判官が一回に限り延長することができる。理由書には、当該訴訟事件の原則的意味が示され、または州上級社会裁判所の判決が違背する裁判決定もしくは手続的瑕疵が示されなければならない。

(3) 抗告の提起により、判決の確定力の発生が妨げられる。

(4) 州上級社会裁判所は、抗告が提起されたのち、上告不許可の判断を是正することができない。連邦社会裁判所は、名譽職裁判官の同席を得て決定をもって裁判する。決定には、簡単な理由が付されるものとする。理由の付記が上告不許可を正しく説明するためにふさわしくない場合には、これを省略することができる。連邦社会裁判所による抗告の却下をもって、判決は確定力を生ずる。抗告が認容される場合、この裁判決定の送達をもって、上告期間の開始とする。

#### 第一六一条 「跳躍上告」

(1) 社会裁判所の判決に対しては、相手方当事者が書面により同意しかつ跳躍上告が社会裁判所により判決中においてまたは

申立てに基づいて許可される場合、控訴審を省略して上告を提起することができる。跳躍上告の申立ては、判決の送達後一月以内に書面によりなされなければならない。相手方当事者の同意は、申立て状に、また判決中に許可された場合にあっては上告状に付されなければならない。

(2) 第一六〇条第二項第一号または第二号の要件が存在する場合にのみ、跳躍上告は許される。跳躍上告の不許可に対しては、不服を申し立てることができない。

(3) 社会裁判所が跳躍上告の許可の申立てを決定をもって拒否する場合には、申立てが法定の形式または期間を遵守して行われかつ相手方当事者の同意書が添付されているときに限り、この裁判決定の送達をもって新たな控訴期間の開始とする。社会裁判所が跳躍上告を決定をもって許可する場合、この裁判決定の送達をもって上告期間の開始とする。

(4) 跳躍上告は、手続的瑕疵を理由とすることができない。

(5) 社会裁判所が跳躍上告を許可した場合、跳躍上告の提起および相手方当事者の同意は、これを控訴の放棄とみなす。

#### 第一六二条 「上告理由」

上告は、争われる判決が連邦法の規定に違背していること、または控訴審裁判所の管轄区域に適用されるその他の規定でか

料 つその適用範囲が同裁判所の管轄区域を越えるものに違背して

いることのみを理由とすることができる。

### 資 第一六三条 「事実認定への拘束」

連邦社会裁判所は、争われる判決において行われた事実の認定に拘束される。ただし、この認定について適法かつ理由のある上告理由が提出された場合は、この限りでない。

### 第一六四条 「上告の提起、期間、理由書の提出」

(1) 上告は、判決または上告の許可に関する決定（第一六〇条 a 第四項第二文または第一六一條第三項第二文）の送達後一月以内に書面により連邦社会裁判所に提起されなければならない。上告状には、争われる判決を示さなければならない。争われる判決の正本または認証済み写しが第一六〇条 a 第一項第三文に基づいて提出されていない場合、これを上告状に添付するものとする。

(2) 上告には、判決または上告の許可に関する決定の送達後二月以内に理由書が付されなければならない。理由書を提出する期間は、その期間満了に先だつてなされる申立てを受けて、裁判長裁判官が延長することができる。理由書は、一定の申立てを含み、違反した法規範ならびに手続的瑕疵が主張される場合にあつては当該瑕疵の存在を明らかにする事実を示さなければ

ならない。

### 第一六五条 「上告審の手続」

上告に関しては、本節に別段の定めがない限り、控訴に関する規定を準用する。

### 第一六六条 「代理人強制」

(1) 連邦社会裁判所においては、行政庁、公法上の社團法人または公法上の営造物法人を除いて、関係人は訴訟代理人により代理されなければならない。<sup>(3)</sup>

(2) 労働組合、社会政策的または雇用政策的な目的を有する使用者団体および使用者団体、職能身分的な農業従事者の協会および戦争犠牲者連盟の構成員および職員は、定款上または代理権授与により授權されている場合に限り、訴訟代理人として認められる。同様に、ドイツ国内のいずれかの裁判所で許可を受けた弁護士はすべて、連邦社会裁判所における訴訟代理人として認められる。

### 第一六七条 削除

### 第一六八条 「訴えの変更、参加」

訴えの変更および参加は、上告審の手続においては許されない。戦争犠牲者授護事件におけるドイツ連邦共和国の参加（第七五條第一項）については、これを適用しない。

### 第一六九条 「不適法な上告」

連邦社会裁判所は、上告が上告制限事由に該当しないか否か、ならびに上告が法定の形式および期間で提起されかつ理由書が提出されたか否かを審査しなければならない。これらの要件のいずれかを欠く場合、上告は不適法なものとして却下される。却下は、口頭弁論を経ることなく、名誉職裁判官の同席を得ずに決定をもつて行う。

### 第一七〇条 「棄却、差戻し」

(1) 上告に理由がない場合、連邦社会裁判所は上告を棄却する。原裁判決定の理由に法律違反があるにもかかわらず、原裁判自体が他の理由から正当であると認められる場合、上告は第一文と同様に棄却される。

(2) 上告に理由がある場合、連邦社会裁判所は本案自体についての裁判しなればならない。連邦社会裁判所は、自ら本案についての裁判決定を行うことができないう場合に限り、争われる判決をその根拠となつた事実の認定とともに取り消し、新たな弁論および裁判をさせるために訴訟事件を原審裁判所に差し戻すことができる。

(3) 連邦社会裁判所は、手続的瑕疵の主張に理由がないと認められる場合、上告審の裁判決定に理由を付さないことができる。前

文の規定は、本法第二〇二条により準用される民事訴訟法第五一条に基づく主張、ならびに上告において専ら手続的瑕疵のみが主張される場合にあつては上告許可の根拠となる主張について適用しない。

(4) 連邦社会裁判所は、第一六一条の規定に基づく跳躍上告にあつてさらに弁論および裁判をさせるため訴訟事件を差し戻す場合、その裁量に基づき本来の控訴について管轄を有する州上級社会裁判所へ訴訟事件を差し戻すことができる。この場合、州上級社会裁判所の手続には、当該訴訟事件が適法な控訴の提起により州上級社会裁判所に係属した場合と同様の原則が適用される。

(5) 新たな弁論および裁判をさせるために訴訟事件を差し戻された裁判所は、上告審裁判所の法的判断を自己の裁判決定の基礎としなければならない。

### 第一七〇条 a 「判決草案の名譽職裁判官への送付」

判決の草案は、書記課への交付に先だち、裁判に関与した名誉職裁判官に送付されなければならない。名誉職裁判官は、二週間以内にこれについて裁判長裁判官に意見を述べることができる。

**第一七一条** 「裁判所職員の忌避、新たな行政行為」

(1) 裁判所職員の忌避（第六〇条）に関しては、裁判部がこれを裁判する。

(2) 上告審の手続期間中に争われる行政行為が新たな行政行為により変更または代替される場合、新たな行政行為は訴えにより社会裁判所で争われているものとする。ただし、原告が新たな行政行為により訴えの対象を失う場合、または最初の行政行為について上告審裁判所の裁判決定により原告の訴えが完全な範囲で認められる場合は、この限りでない。

**第三節** 抗告

**第一七二条** 「抗告の許容性」

(1) 判決を除く社会裁判所の裁判決定および予備決定を除く社会裁判所の裁判長裁判官の裁判決定に対する抗告は、本法に別段の定めがない限り、州上級社会裁判所に対して行われる。

(2) 訴訟指揮に関する処分、釈明命令、延期の決定、期間の指定、証拠決定、証拠申出の拒否に関する決定、ならびに手続および請求の併合と分離に関する決定に対しては、抗告をもって不服を申し立てることができない。

**第一七三条** 「期間、形式」

抗告は、裁判決定の告知後一月以内に書面によりまたは書記課における書記官の録取により社会裁判所に提起されなければならない。裁判所構成法第一八一条は影響を受けない。抗告の権利に関する教示は、口頭によっても行うことができる。この場合、教示は調書に記載されなければならない。

**第一七四条** 「社会裁判所による救済」

争われる裁判決定を行った社会裁判所または裁判長裁判官は、抗告に理由があると認める場合、当該裁判決定の救済措置を講じなければならない。それ以外の場合には、抗告は関係人に通知されたうえで遅滞なく州上級社会裁判所に提出されなければならない。

**第一七五条** 「停止的効力」

抗告が懲戒上の不利益な措置および強制手段の確定を対象とする場合、抗告は停止的効力を有する。本法が民事訴訟法および裁判所構成法の規定を準用する場合に限り、停止的効力はこれらの法律にしたがって規律される。争われる裁判決定を行った社会裁判所または裁判長裁判官は、争われる裁判決定の執行を一時的に中止させる決定をすることができる。

**第一七六条** 「抗告の裁判」

抗告に関しては、州上級社会裁判所が決定をもって裁判する。

### 第一七七条 「抗告の禁止」

州上級社会裁判所または州上級社会裁判所の裁判長裁判官の裁判決定には、第一六〇条 a 第一項による場合を除いて、抗告をもって不服を申し立てることができない。

### 第一七八条 「異議」

受命裁判官もしくは受託裁判官または書記官の決定に対しては、告知後一月以内に裁判所に不服を申し立てることができる。裁判所は終審的効力をもって裁判する。第一七三条ないし第一七五条は、これを準用する。

## 第三章 再審および特別手続

### 第一七九条 「再審手続」

(1) 確定判決により終結した手続は、民事訴訟法第四編の規定にしたがって再審をすることができる。

(2) 再審は、訴訟事件の裁判決定にとって重要な意義を有する事実を故意に偽って主張したまたは故意に黙秘していたことを理由として関係人が刑事裁判において有罪判決を受けた場合にも、許される。

(3) 裁判所は、申立てに基づき、すでになされた給付の返還を

命令することができる。

### 第一八〇条 「相矛盾する裁判」

(1) 再審は、以下の各号に該当する場合に許される、

一 複数の保険担当機関が同一の請求を最終的に認めた場合、または複数の保険担当機関が確定判決により同一の請求に関する給付を命じられた場合、

二 給付を最終的に拒否した他の保険担当機関または確定判決により給付義務を免除された他の保険担当機関に給付義務が存在することを理由として、一もしくは複数の保険担当機関が最終的に同一の請求を拒否し、または確定判決により同一の請求に関する給付義務を免除された場合。

(2) 給付が社会保険によるかまたは戦争犠牲者援護によるかが争われている場合、保険担当機関と州との関係について前項と同様に扱う。

(3) 再審の申立ては、第一七九条第一項に基づいて再審の管轄を有する社会裁判権の裁判所に対してなされねばならない。申立てを受理した社会裁判所は、再審に関与する関係人および請求について裁判した裁判所にこの旨を通知する。社会裁判所は、裁判のために事件を共通の直近上級裁判所に移送する。

(4) 再審の裁判決定を行う裁判所は、相対立する裁定または裁

料 判官による裁判決定を取り消し、給付義務を特定する。

資 (5)第四項に定める手続の実施に関しては、再審に関する規定を準用する。

(6)第三項に定める申立てを受理した裁判所または再審の裁判決定について管轄を有する裁判所の裁判長裁判官は、仮命令をもって保険担当機関に、または戦争犠牲者援護の事件にあつては州に仮の給付を義務付けることができる。第九七条第二項は、これを準用する。

#### 第一八一条 「共通の直近上級裁判所」

ある保険担当機関がすでに請求を拒否しまたはその前の手続において確定判決により給付義務を免除されたにもかかわらず、裁判所がその保険担当機関に給付義務が存在するとして他の保険担当機関に対する請求を棄却しようとする場合、裁判所はすでに請求を拒否しまたは給付義務を免除された保険担当機関および当該請求について確定判決をもって裁判した裁判所にこの旨を通知し、訴訟事件を裁判のため共通の直近上級裁判所に移送する。第一八〇条第二項および第四項ないし第六項はこれを準用する。

#### 第一八二条 「消極的管轄争い」

(1)連邦社会裁判所または州上級社会裁判所が他の保険担当機

関に給付義務が存在することを理由としてある保険担当機関の給付義務を否定する場合、裁判所はその前の手続において給付義務を免除された保険担当機関に給付義務が存在することを理由としてもう一方の保険担当機関に対する請求を棄却することができない。

(2)戦争犠牲者援護の給付義務が争われている場合、保険担当機関と州との関係について前項と同様に扱う。

### 第四章 費用および執行

#### 第一節 費用

#### 第一八三条 「費用の免除」

社会裁判権の裁判所における手続は、別段の定めがない限り、無料とする。

#### 第一八四条 「手数料の負担」

(1)公法上の社団法人または営造物法人は、自己の関与した手続の手数料を負担しなければならない。手数料は、訴訟事件が係属すると同時に発生する。手数料は、審級ごとに支払われなければならない。

(2)連邦政府は、連邦参議院の同意を必要とする法規命令をもつ

て手数料の額を定める。

**第一八五条** 【手数料の支払期限】

手数料の支払期限は、訴訟事件が訴えもしくは上訴の取下げ、和解、認諾、予備決定、決定または判決をもって当該訴訟事件が処理済みになると同時に到来する。

**第一八六条** 【手数料の減額】

訴訟事件が判決をもって処理済みとされた場合、手数料は半額とする。事件の解決が法の変更による場合、手数料を徴収しない。

**第一八七条** 【複数の手数料負担者】

訴訟事件に複数の公法上の社団法人または営造物法人が関与する場合、手数料は均等の割合で負担されねばならない。

**第一八八条** 【再審の手数料負担】

確定判決により終結した手続について再審が行われる場合、新たな手続は別個の訴訟事件とする。

**第一八九条** 【手数料の確定】

(1) 訴訟事件の手数料は、一覧表に列挙される。一覧表中の相当する部分を公法上の社団法人または営造物法人へ通知することをもち、手数料負担者が確定され、通知に示された機関に対して一月以内に手数料支払いの請求がなされたものとされる。

(2) 手数料負担者の確定は、書記課の書記官が行う。この確定に対しては、通知後一月以内に裁判所に不服を申し立てることができる。裁判所は終審的効力をもって裁判する。

**第一九〇条** 【手数料の免除】

社会裁判権の裁判所の長官および服務監督を委任された裁判官は、手数料支払義務を負う関係人の責めに帰さない不適切な弁論によって生じた手数料を免除することができる。裁判所の長官および服務監督を委任された裁判官は、手数料の徴収に関して徴収額以上の費用または行政費用が必要となる場合、これを徴収しないことができる。

**第一九一条** 【関係人に対する出費の補償】

関係人本人の出頭が命じられた場合、申立てに基づき、関係人に対して証人と同様に現金による出費および時間の損失が補償される。関係人が裁判所の命令なく出頭し、かつ裁判所がその出頭を必要なものと認める場合、関係人はその損失に対して補償を受けることができる。

**第一九二条** 【悪意の出費】

関係人、代理人または法定代理人が悪意により、または手続を延引させもしくは故意に弁論の進行を混乱させたことによつて裁判所または関係人に費用を生じさせた場合、裁判所は判決

料  
においてその者に出費の全部または一部を負担させることができる。第一九三条第一項は、これを準用する。

### 資 第一九三条 「費用に関する裁判決定」

(1) 裁判所は、判決において、関係人相互の費用償還の有無およびその範囲につき裁判しなければならぬ。手続が判決以外の形で終結した場合、裁判所は申立てに基づき決定をもって裁判する。

(2) 費用は、目的に適った権利の主張または防御に必要な関係人の出費とする。

(3) 弁護士 の 法定手数料および必要経費（連邦弁護士手数料法第二五条ないし第三〇条）または法律補助人の法定手数料および必要経費は、いつでも償還を受けることができる。

(4) 行政庁、公法上の社団法人または営造物法人の費用は、償還を受けることができない。

### 第一九四条 「複数の費用負担者」

複数の関係人が費用負担義務を課される場合、民事訴訟法第一〇〇条を準用する。係争事実が複数関係人に対して合一にのみ裁判されるべき場合、費用を複数関係人に連帯責務として負担させることができる。

### 第一九五条 「和解費用」

訴訟事件が裁判所での和解により処理済みとなり、かつ関係人が費用について取り決めをしなかった場合、費用は関係人がそれぞれ負担する。

### 第一九六条 削除

### 第一九七条 「費用の確定」

(1) 第一審裁判所の書記官は、関係人または法定代理人の申立てに基づき負担すべき費用の額を確定する。民事訴訟法第一〇四条第二項はこれを準用する。

(2) 書記課の書記官の決定に対しては、告示後一月以内に裁判所に対し不服を申し立てることができる。裁判所は終審的効力をもって裁判する。

## 第二節 執行

### 第一九八条 「民事訴訟法の適用」

(1) 執行については、本法に別段の定めがない限り、民事訴訟法第八編を準用する。

(2) 仮執行、仮差押および仮処分に関する規定は、これを適用しない。

(3) 即時抗告に代えて、抗告に関する規定（第一七二条ないし第一七七条）を準用する。

## 第一九九条 「執行名義」

(1) 執行は、以下の各号に掲げるものを根拠に行われる、  
一 本法の規定による執行の猶予がない限りにおいて、裁判所の裁判、  
二 請求の認諾および裁判所での和解、  
三 費用確定決定。

(2) 上訴が停止的効力を有しない場合、上訴について裁判しなければならぬ裁判所の裁判長裁判官は仮命令により執行を停止することができる。裁判長裁判官は、執行の延期および執行について担保の提供を求めることができる。民事訴訟法第一〇八条、第一〇九条および第一一三条は、これを準用する。仮命令に対しては、不服を申し立てることができない。仮命令は、いつでも撤回することができる。

(3) 判決が第一三一条第四項に基づき自主運営機関の選挙または補充のやり直しを決定した場合、本条第二項第一文を準用する。仮命令は、自主運営機関の再選挙または補充が訴手続の期間中になされぬ範囲において、発せられる。

(4) 執行に際しては、関係人の申立てに基づき事実および判決理由を除いた判決の正本が関係人に付与される。正本の送達は、完全な判決の送達と同じ効力を有する。

## 第二〇〇条 「公の機関のための執行」

(1) 連邦行政庁または連邦直轄の公法上の社團法人または連邦直轄の公法上の営造物法人のために執行をなすべき場合、執行は行政執行法にしたがってなされる。

(2) 連邦行政庁ではない行政庁、連邦直轄でない公法上の社團法人ならびに連邦直轄でない公法上の営造物法人のために執行を行う場合、行政執行法の規定を準用する。この場合、州が執行行政庁である。

## 第二〇一条 「義務づけ判決の執行」

(1) 行政庁が第一三一条に基づき判決において課された義務を履行しない場合、第一審裁判所は申立てに基づき、期間を定めて二〇〇マルクまでの強制金の賦課を決定をもって警告し、効果なく期間が経過したのちにはこれを確定することができる。強制金は、繰り返し警告し、確定することができる。

(2) 執行に関しては、第二〇〇条を適用する。

## 第三編 結末および経過規定

### 第二〇二条 「裁判所構成法および民事訴訟法の準用」

本法に手続に関する規定が存在せず、本法と民事訴訟法との手続類型の根本的な相違が準用を妨げない場合、裁判所構成法

料 および民事訴訟法の規定を準用する。

**第二〇三条 「廃止規定の表示」**

本法により廃止された規定または表現が他の法律において表示されている場合、対応する本法の規定または表現をもって読み替えるものとする。

**第二〇三条 a 「ベルリンにおける連邦社会裁判所の開廷」**

連邦社会裁判所の裁判部は、ベルリンにおいても開廷することができる。

**第二〇四条 「旧保険行政庁および旧援護裁判所の管轄権」**

法規命令により旧保険行政庁または旧援護裁判所が管轄権を有していた争訟は、社会裁判権の裁判所に属する。

**第二〇五条 「行政庁の依頼に基づく尋問または宣誓」**

社会法典第一〇編に定める証人もしくは鑑定人の尋問または宣誓が社会裁判所によりなされる場合、事務配分計画において決定された裁判官の面前で尋問または宣誓が行われる。社会法典第一〇編に定める証言、鑑定もしくは宣誓拒否の適法性に關しては、社会裁判所が決定をもつて裁判する。

**第二〇六条ないし第二一七条 削除**

**第二一八条 「ベルリンでの適用」**

(1)本法は、一九五二年一月四日の第三次移行法(連邦法律官

法I一頁)第一三条第一項に従い、ベルリンにおいても適用される。本法に含まれる授權に基づいて公布される法規命令は、第三次移行法第一四条により、ベルリン州に適用される。

(2)ないし(6) 削除。

**第二一九条**

ベルリン、ブレーメン、ハンブルグおよびシュレスヴィヒ・ホルシュタインの各州は、第八五第二項第一号の適用の免除を許可することができる。

**第二二〇条ないし第二二四条 削除**

(13) 原語は Untätigkeitslage である。本条に対応する行政裁判所法第七五条および財政裁判所法第四六条の規定によれば、この訴えはわが国でいうところの不作为の違法確認の訴え(行訴法第三五項)に相当する。しかし、本条は、行政行為の発布を求めた申請に行政庁が応答しなかったことを争うという点で、上述の不作为の違法確認の訴えと義務づけの訴えを同じく扱うとしているので、ここでいう Untätigkeitslage は行政裁判所法第七五条や財政裁判所法第四六条のそれとは内容的に異なっていることに注意された。 Vgl. Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 376.

(14) 本条は、これに対応する行政裁判所法第八二条および財

政裁判所法第六五条がいわゆる「義務 (muss)」規定であるのに対して、訓示 (so) 規定である。なお、詳細については、木佐前掲書三二九頁を参照されたい。

(15) 原語は Streitgegenstand であり、この語はこれまで「訴訟物」と訳されてきた。しかし、Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 392 によれば、これは必ずしも講学上のそれを意味するわけではないので、本文のように訳すことにした。なお、木佐前掲書三二九頁参照。

(16) ここでは Abschrift を「副本」と訳したが、それはわが国でいうところの「副本」よりも広く、複写に自筆の署名などが記されていないものも含んでいることに注意されたい。以下、「副本」という訳を用いる際には、常にこの意味で用いることとする。

(17) 訴訟に必要な書類・記録・文書は職権探知主義 (社会裁判所法第一〇三条) で原告の訴状提出時より、裁判所が被告行政側に原告へ一件書類を提出するように指示する。また、本条第三文によれば、費用が原告から徴収されることになっているが、実際に費用が徴収されることはないようである。なお、木佐前掲書三二六頁を参照のこと。

(18) Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 412 によれば、新行政行為を発した行政庁が当然に副本を提出するものとされている。この点に関しては、木佐前掲書三三九頁以下を参照。

(19) これは、わが国でいうところの保険医や保険医療機関の

指定取消し処分に関する事件にあたる。西ドイツの疾病保険制度では、わが国の指定にあたる「金庫医師の許可」は許可委員会 (Zulassungsausschuss) と同委員会の処分に対する不服を審査する不服審査委員会 (Berufungsausschuss) により実施される。医師が許可取消し処分に対し不服を申し立てた場合には、原則としてその申立て時から停止的効力が発生するが、不服審査委員会が当該取消し処分に公益性を認めるときには例外的に取消し処分の即時執行が命じられる。詳細は、倉田前掲論文七七二頁を参照。なお、同論文では Berufungsausschuss を「上訴委員会」と訳したが、これは訴訟ではなくあくまでも行政不服審査を扱う委員会であることから、「不服審査委員会」に訳語を訂正した。

(20) この法律は社会保険相当機関の自主運営 (Selbsterhaltung) について規定するもので、一九五一年二月二二日に成立した後 (連邦法律官報 I 二四頁)、一九六七年八月二三日に新たに公示されたものである (連邦法律官報 I 九一七頁)。同法は、一九七六年二月二日に成立した社会法典第四編により、そのほとんどが廃止されたが、いくつかの条文だけが例外的に効力を有している。

(21) Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 413ff. 3 によれば、この執行停止命令は原告である私人にとって有利であるために、抗告による不服申立てができないとされている。

- (22) 原則として準備書面の写しが郵便で送られることになっているが、これは行政送達法にいう送達ではない。なぜなら、Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 498によれば、送付される書面が大量にある場合には、裁判所に当該書面が到達したことの通知のみでたりるとされているからである。なお、返却を条件とすれば、原本の送付も可能である。
- (23) 本条は行政庁の文書提出義務と釈明義務の生じる場合を限定的に規定しているので、原則として行政庁にこれらの義務を負わせている行政裁判所法第九九条および財政裁判所法第八六条とは、規定の仕方が異なっている。しかし、Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 555ff.によれば、本条によっても行政庁の義務は一般的に肯定されるため、実際には他の裁判所法と変わるところはない。
- (24) 原文は、"die zu ihrer Vorbereitung angefertigten Arbeiten sowie die Schriftstücke, welche Abstimmungen betreffen"であるが、日本語の語感として最も適切と思われたため、試みに本文のような訳語を用いた。
- (25) この問題とは、第一文で述べられた行政行為の執行を取り消す方法のことである。Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 610によれば、裁判所が取消判決に伴う行政庁の行うべき措置をあらかじめ判断できない場合、通常は行政庁の執行が適及的に取り消される旨のみを判決本文において述べる。
- (26) ここで裁判所とは、裁判合議体 (Spruchkörper) をも含む。また、原文では、"der Mitglieder, die bei der Entscheidung mitgewirkt haben"であるが、ここでは本条に対応する民事訴訟法第三一三条が Richter を用いていることなどから、これを「裁判に関与した裁判官」と訳すことにした。
- (27) 第一審の社会裁判所の場合、一名の職業裁判官と二名の名譽職裁判官の合議体なので、このうちの一名が欠け、補充されないとなれば、例外的に二名の合議体になる。
- (28) 原語は第九二条と同じく Streitgegenstand であるが、本条の場合には判決の確定力の範囲を画するうえで訴訟法上技術的意義を有するため、本文のように訳した。Vgl. Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 403ff.; 648ff.
- (29) この条文は、一九六三年四月三〇日の災害保険法に関する改正法 (連邦法律官報 I 二四一頁) によりライヒと保険法第一五四六条が改正、第一五四七条が廃止されたため、現在「実際に適用される事例はない」。Vgl. Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 679.
- (30) この条文は、一九六〇年六月二七日の連邦援護法に関する改正法 (連邦法律官報 I 四五三頁) により連邦援護法第五七条が廃止されたため、実際に適用される事例はない。Vgl. Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 687.
- (31) Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 714f. によれば、上訴は原則として停止的効力を有しない。しかし、本条は、第九七

条第一項を準用するのと同様の結果をもたらすため、控訴は社会保障給付の受給者等に対する不利益処分については停止的効力を有することになる。なお、本条第二項は、行政側の控訴の場合には受給者等の利益を考えて、停止的効力を制限するものである。

(32) Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 719によれば、本条は、これに対応する行政裁判所法第二二六条第二項や民事訴訟法第五一五条第三項第一文と異なり、「提起された (ein-geleitet) 上訴」という表現を用いていない。そのため、通説は、本条が上訴期間を遵守して提起された再上訴を含めた一切の上訴を許さないと解している。

(33) 本条に対応する行政裁判所法第六七条は、被告行政側も含めて代理人強制がとられている。また、通常裁判権と比べても、上告審において許される訴訟代理人の範囲はかなり広い。

(34) 原語は Abschrift であるが、Meyer-Ladewig, a. a. O., S. 815 によれば Entwurf と同義として用いるので、ここでは本文のように訳した。